

東京都行政書士会目黒支部 広報

さんまのつぶやき

粒射気

イギリス生まれアメリカ育ちの有名な企業家ハロルド・ジェニーンの言葉で

「人々とその職業的生涯は、失敗よりも成功によって破滅させられることが多い」

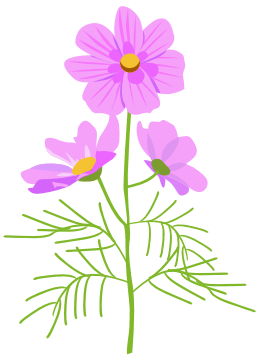
との言葉があります。これは行政書士の職業的生涯においても同じだと考えることができるのではないのでしょうか。

人は失敗を恐れ、自分が失敗だとみなすものにしてそこから身を守ることに多くの時間を費やしてしまいう場合もあります。

もちろん失敗をしたくないという気持ちや、失敗をしないようにするための慎重な準備は必要ですが、成功したり見直したりするのは、失敗をしたことほどには考えたり残さず破滅することはない。

成功が続きという残され破滅することはない。現在に満足し、いざ取り残され破滅することはない。多角的に見る目を養い、成功のためのも生ま

このように考えることで、ときに失敗があつたとしても、よりよい職業的生涯をおくることのできるのではないか。



コスモス(秋桜)

【半田正美】

★発行人 村中 巴

★発行所 東京都行政書士会目黒支部

〒153-0061
東京都目黒区中目黒4-11-1-202
TEL : 03-3793-7197
<http://meguro.tokyo-gyousei.or.jp>

★編集人 東京都行政書士会目黒支部 広報部

庄司由美子／民岡 良／中山未来
半田正美／廣瀬高志

さんまのつぶやき 2012.9.30発行 第23号

目次

表紙／粒射気	1
支部・本会総会を終えて	2
支部会員の活動レポート	3
特集 ソーシャルメディアを考える	4、5
新入・転入会員の横顔	6
目黒支部活動報告／支部会員の異動	7
トピックス／支部の動き ／行政書士無料相談／秋刀魚後記	8

平成24年度目黒支部定時総会及び定期大会を開催

平成24年度の目黒支部定時総会及び政治連盟目黒支部定期大会は、4月20日(金)中目黒住区センター第6会議室において開催されました。今回は総務部の協力を得て早目に議案書の送付を行なったせいでしょうか、例年は当日の出席者に委任状による出席者を加えても50名弱でしたが、今年度は当日出席者22名、委任状による出席者48名、合計70名の出席を頂きました。

定時総会では、平成23年度活動報告及び収支報告の承認に続き、平成24年度活動計画及び収支予算案が承認された後、目黒区行政書士相談の出席者の決定、更に本会定時総会に出席する代議員の選出が行なわれました。特筆すべきは、平成23年度活動計画に入っていたが実施できなかった「60周年記念誌」の発行を、今年度の事業計画に繰り越したことです。年間行事を消化しながら進めていかなければならない事業だけに、支部会員の協力無しには為しえない事業といえましょう。

定時総会終了後、政連目黒支部の定期大会が開催され、全ての議案が無事、可決承認されました。



平成24年度東京都行政書士会総会に出席

今年には会長選挙のない年。支部代表9名は午後から始まる本会の総会に出席した。昨年同様なかのゼロホール、休憩用のソファも置いていない簡素な作りであり、支部恒例の記念撮影のために盾看板の前に立つには背景が悪いなど条件は今いちである。が、500名ほどの代議員が一堂に会する場所としては、都内でもそうはないとのこと。逆にいい面は、政治家の長い話(アピール)が少なくなり、午後から始めても夕方には議事が終了するようになったことである。

今年は、ステージに近い真ん中の席が、定位置(毎年順繰りに議場を巡っていく)であったので、居眠りなどできない場所であったが、中西会長の挨拶に続き行われた会員及び事務職員への表彰では、当支部の村中代議員が代表して感謝状を受け取る場面を見るのには最適の場所であった。



議事においては、当支部の代議員がセク・パワハラに関する質問をし、あまり表に出ない問題に一石を投じた。

来年の支部総会の出席者は、新宿支部のように、事前に議案書を元に支部としての意見集約と質問の分担を決めるような会議を持つことを願う。そうすることが、過ぎゆく時間の中にただ身を任せ、まるで他人事のような無関心の態度ではなく、もっと自分たちのこととして向き合える、意義のある総会になるものと信じる。

(5月25日)

60周年記念誌への寄付のお願い

現在、支部では行政書士法施行60周年記念誌の発行に向けた作業を進めております。正副支部長及び部長達の協力を得て節約には努めておりますが、当初予想していた以上に経費が嵩む事が判明いたしました。

そこで、皆様には無理にならぬ金額で、ご寄付をお願いしたいと思います。寄付金の振込先は次のとおりです。皆様のご理解とご協力を切にお願い申し上げます。

- ☆ 振込先: 目黒信用金庫 本店
- 口座No.: (普) 1105012
- 口座名: 東京都行政書士会 目黒支部
- ※支部会費の振込先とは異なります。



行政書士を高校生にPR

山下 尚子

都内某私立高校(全員女子)の理事長から、高校生が大学に進学するに当たって、しっかりと職業観を持って、進路を決めてもらいたいので、実際に仕事をしている女性から、直接生徒に話をしてほしいとの依頼を受けました。

働くということとはどのようなことなのか、世の中にどんな仕事があるのか、その仕事内容はどのようなものなのか。また、女性が働く上での法律的な保護規定はどのようなものがあるのか等について、授業を1時間担当させていただきました。

そのなかで、行政書士の仕事内容を説明するとともに、行政書士の所掌範囲は広く、常に最新の情報を把握して、勉強していないと仕事にならないが、その代り、種々の新しい事を知ることが出来るので、前向きに物事をとらえ、向上心に富んでいる女性には最適な資格であることを強調しました。

女性にとって、仕事と家庭を両立させることは、いくら法的整備が進んだとは言え、現実問題としてはまだまだ大変であることを伝え、行政書士ならば自分が経営者であり、妊娠・出産、子育て、介護の時期等人生の各ステージにおいても、自分で仕事を調節することが出来、しかも生涯現役のまま、ずっと続けられる仕事であるので、是非、行政書士を視野に入れて進学を考えて欲しい旨を伝えたとこ、生徒さん達は、思ったより熱心に配布したレジュメにメモをとり、目を輝かせて聞いてくれたことが印象的でした。



母校で、キャリア講演会 & パネルディスカッション

庄司 由美子

八王子の山の中にある中央大学で、行政書士白門会が行政書士というキャリアの紹介のための講演と、パネルディスカッションを法学部の学生に対して、行いました。私は卒業以来始めて足を踏み入れた構内でしたが、目的の教室を探すのに、遠く且つ広くて、びっくり。狭かった駿河台とは大違いでした。

大学側が、夕方からの2コマ[3時間]を提供。30名ほどの学生達の前で第1部の講演会は、行政書士の歴史と仕事の概要を紹介し、第2部のパネルディスカッションで具体的な仕事内容、苦労話や将来性等に話が及びました。私もパネラー6人のうちの1人として参加しました。女性の立場で仕事をする意味や、他の士業にない存在意義、醍醐味等もお話しました。パネラーの中では1番年上でしたので、実際あった昔の行政書士の逸話や己の立場を貫く話(官庁の窓口で、カウンター内の立場と依頼者の立場を両方理解しながら、理不尽な要求に対し、一本筋を通してきた



ちんと交渉をする)なども披露できて、仲間内からも、感嘆されたのには、逆に驚きました。

会が終了してからも、パネラー達を囲んで、学生達の質問の輪ができ、さらに後で、学生課の担当者から次回もお願いしたい旨の依頼があったところを見ると第1回目としては成功した方ではなかったでしょうか。

さらに嬉しいことは、たとえ一時でもタイムスリップして、若き日の学ぶ自分がそこにあったことでした。 (5月28日)

東京法務局目黒出張所 統合のお知らせ

東京法務局目黒出張所は、平成24年6月11日(月)をもって渋谷出張所に統合されました。統合に伴い、従来目黒出張所で取り扱っていた登記事務は、渋谷出張所で取り扱われております。

このほか、目黒区総合庁舎に目黒証明センターが新たに設置され、不動産の登記事項証明書、地図・図面証明書、法人の登記事項証明書、印鑑証明書等の発行事務を取り扱っております。こちらもご利用下さい。

- 営業日・時間：平日(祝日を除く月～金) 午前9時～午後4時30分
- 場所：目黒区総合庁舎 1階(東口入って左側)

インターネットが整備されてから今日に至るまで個人や組織を結び情報を発信する様々なメディアが開発され、若い年代を中心に普及してきました。これらを上手に活用することにより、仕事に結び付けている方々も多いものと思います。今回は、今や生活の中になくてはならないものとなりつつあるソーシャルメディアのうち、代表的なものを広報部に紹介頂きます。情報発信ツールとしてこれらの活用をお考えの皆様のヒントとなれば幸いです。

ブログについて

中山 未来

ブログとは、インターネットを利用した日記帳のようなもの。

自分の意見や考えを、時には写真、若しくは補足のためのURLとともに記すことができる。また、それをインターネット上で公開することにより、多くの人に伝えることが可能。限度はあるものの、長文を掲載することが出来るため、より正確な情報伝達に役立つ。また、自分の日記を読んだ感想等が他人から書き込まれることもあり、多様な価値観に触れる機会となることもある。ほとんどが携帯電話からも更新(日記帳への書き込み)可能であるため、ホームページを改変するほどの煩雑さがない。そのため、思いついた文章を即座に表明することができる。

しかし、簡便であるが故に、情報の分類方法も簡素。主には日付・カテゴリーなどにより書いた日記(記事)が分類されているが、ホームページのようにトップページからすぐに知りたい情報へたどり着く、ということはあまり期待できない。まさに日記帳をめくりながら情報を探すようなイメージ。

ただ、ホームページとブログを上手に併用することで、見やすい情報伝達と迅速な情報伝達は概ね可能となるのではないだろうか。



Facebookについて

半田 正美

日本で有名なSNS(ソーシャル ネットワーク サービス)と言えば、MixiやGREEなどがあげられますが、中でもFacebook(FB)は実名で登録しなければならないというところが、他のSNSとの大きな違いとして挙げられます。

FBのメリットデメリットについてはニュースなどで取り上げられることも多く、登録をしていなくても特にデメリットの部分は目にする機会も多いと思います。通常話題に上るのは個人登録のFBについてですが、一方では実名で登録することのメリットになる部分をうまく活用し、営業ツールとして利用する企業や団体も多くあります。

この場合に使用するページはFacebookページといい、個人が実名で登録をしていることを前提としたうえで企業名や団体名で登録することができます。このFacebookページでは管理者を複数登録することが可能で、企業などは部門ごとにそれぞれが新商品やキャンペーンなどを投稿し、カタログやホームページ(HP)のように利用していますが、HPとの大きな違いはそれを見た実名登録のユーザーがコメントや『いいね』ボタンを押していくことにより、その反応リアルタイムで見ることができるということです。実名が公開されることから、コメントする側もある程度の自制がきており、いわゆる掲示板のようにコメントが荒らされるということの確率も大幅に下がります。

Facebookページでは、個人のページと違いSEO対策もとられており、HPを自作するような技術や知識を必要とせず簡単に登録をすることが可能で、スマートフォンからもメンテナンスや記事の公開もできるのでメールができる程度のスキルがあれば簡単に自分のページを作成することができます。

このFacebookページは、これを見に来たユーザーが『いいね』ボタンを押すことによってそのページのファンとなり、ユーザーのニュースフィールド(ホーム画面)に新しい情報が更新され公開されるとともに、そのユーザーの友達となっている人たちにもこの友達がいいねと言っていますとのコメント付きでその情報が公開され、その記事をまたその友達がいいねとすることによってそこでまた同じように公開されていくので、ファンが増えれば増えるほど多くの人の目に留まるようになり、いかに興味を引く記事を投稿し、ファンを増やしていくことができるかどうかでその宣伝効果は変わってきます。

また、この相互から情報を提供できる機能を利用し、記事によっては公開範囲を指定することによってメンバーリストのように使用することを目的とすることもできます。

このほかにも様々な機能がありまたメリットもデメリットもあるこのFBをどのように活用していくかは、利用する側のセンスによって違う顔を見せてくるようです。

「140文字以内の短い投稿(ツイート)を入力して、みんなで共有するサービス」と一般には説明されますが、その使い方は人によって、あるいは職業によって本当に様々です。純粋な個人として気の向くままに好きなことをつぶやく人もいれば、商品・サービスや活動内容などを効果的に宣伝する目的で活用する業者もあります。

特に、行政書士のような「士業」といわれる方々の活用法は注目に値します。個人事務所を運営する人が多いせいか、「個人」と「業者」のそれぞれの使い方をうまく融合させたような工夫をされている方が多いようです。

たとえば自らが講師として登壇する勉強会やセミナーの告知・集客を行いながら、そのセミナーの準備に苦勞しながら夜中に一杯やる様子をツイートしたり、セミナー当日の会場の様子をiPhoneカメラで撮影してそのままUPしたり、その後の懇親会で受講者の方々とtwitterアカウントの情報を名刺とともに交換し合い、直後にtwitter上で挨拶をしあったり…。



このように、あまり「宣伝」の要素が強くなりすぎないように、人間味あふれる部分も大いにアピールすることにより、「将来の依頼者」拡大に効果的に活用することができると思います。

おわりに (ソーシャルメディアの活用にあたって)

広報部

以上、ソーシャルメディアの主たる機能について、担当者から報告して戴きましたが、では、私たち行政書士は電子化の流れを、どう受け止め、生きていったらよいか。仕事にどう生かしたら良いのかを考えていきましょう。

時代の流れに逆らい、メカ音痴と呼ばれる人たちが、年配者の中にはいると思う。機械が弱いから、人の手で行うことが好きだからといっても、官庁に対する仕事も区民としての立場でも(公共施設の使用申し込みなどは全部PCから)、そのほか行政の施策のどれ1つをとっても、アナログの時代とは違ってきている。以前はマスメディアが通信の媒体で、市場の意見を聞く姿勢が、あくまでも「push」、市場に対し、そして大衆に向かって押すこと、すなわち発信であり、与えることだったが、今や、「pull」、引く原理のソーシャルメディアが登場してきたのである。時代の要請といっても言い過ぎではないであろう。あくまでも対象は個人人であって、個々の市場の意見を聞くための手段で有り、経済界もそのツールを無視できないところにまで発展してきている。

しかし問題もある。毎日新聞の「時代の風」の中で、山極京都大学教授は、警告している。コミュニケーションのツールの変化、つまり人間はコミュニケーションによって発達させた他者を思いやる心の働きを言葉によって高めたが、今、その共感をだんだん失おうとしている。それはコミュニケーションの方法の変化、近くにいる人より、見えない場所にいる人を優先する社会の出現、自己を重んじ、自分を中心に他者とつきあう傾向が肥大しつつある。逆説的だが、それは人間としての自分を失うことに通じると述べている。この警告は大変大事なこととは思う。が、現在Facebookで知り合った人たちは、時にはパーティー、時には飲み会と集い合い、顔と顔をつきあわせ、その絆を深めていってるという話も聞かす、まるでその欠点を補うように。

さて、コミュニケーションの世界で乱れ飛んでいる単語、ブログ、Mixi、Facebook、twitter、iPad、YouTube、デジタルテレビ等の言葉を理解し、機能を知り、そして実際に使ってみませんか。これらを上手に利用することが、この時代の流れを理解し、まさに今の時代を生きているということなのでしょう。

今はスマートライフといわれる時代。年をとっても、電子機器を少しでも勉強し、動かし、便利な機能を、仕事上もさることながら、日常生活においても楽しみ、スマートライフの時代を生きること、それがこの時代を過ごす姿勢なのでしょう。しかしあくまでも電子機器は人間が動かすもの、電子機器に振り回された先には、ネット亡者(にせの情報に大切な人生を振り回される)のなれの果てが待っています。この9月21日にオランダでフェイスブックに端を発して起こった事件。ある少女が誤って誕生日パーティーの招待状を公開、その招待状に3万人もの人が応じ、約3千人も集まり、暴動も起こってしまったそうです。皆さん、くれぐれも便利さの裏には、大きなリスクが潜んでいるということをお忘れ無く、慎重なソーシャルメディアの活用を図っていきましょう。先日のこと、行政書士しかできない、ソーシャルメディアビジネスの活用方法があると専門家からアドバイスされた。その方法は何か、どうしたらよいかをこれから一緒に勉強し、仕事に生かしていけたら、すばらしい未来を開く可能性があるのではないかと思います。(文責・庄司)

坂田 典一 会員

一昨年の5月に登録しました。現在はマンション入居者用の火災保険専門の保険会社に勤務しておりますが、末子が大学を卒業する(ハズノ)3年後に開業する予定です。

それまでに、今年はビジネス実務法務1級に挑戦、来年以降は経験のある自賠責保険請求手続、相続実務を整理・習得して開業し、家裁の調停委員でもお役に立ちたい、と欲深であります、宜しくお願い致します。



半田 正美 会員



生まれは神戸、育ちは大阪の関西人です。中学生の時に神戸でスカウトされ芸能界入り、女優として活動し、映画やCMなどに出演、引退後は、バーテンダーやイベントでの司会、モデル、受付、直近では人材派遣会社で事務職も経験しました。

離婚後、現在は子どもと2人暮らしです。わが子を一人前に育てていかなければならないと、6年前、自宅での開業が可能な行政書士の資格取得に向けて、無謀にも独学で勉強を始め、平成22年度に合格しました。今後は、飲食業や美容室の開設などの許認可や届け出等を行っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

木佐木 慶子 会員

行政書士登録は平成17年12月で、昨年渋谷から目黒に登録を移しました。

登録以来ずっと行政書士法人に勤めていたので、組織の中で必要とされる仕事をこなしてきました。特に多く取り扱ったのは法人設立並びに各種会社の議事録作成、医療法人に関する諸届出、遺言・相続に関する案件です。

個人登録になったので、将来的には自分が手掛けてみたいと考えていた在留関係に関する案件に取り組みたいです。もっとも、現在は3歳の息子ともうすぐ1歳になる娘の育児に専念しています。環境を整えて来年から仕事を再開します。最初は無理をせず、縁あって私のところに来た依頼に丁寧に対応することから始めるつもりです。よろしくお願申し上げます。



山田 寛子 会員



はじめまして。平成23年4月に東京都行政書士会に登録し、目黒支部にお世話になることになりました山田です。以前は高校で英語教諭をしていましたが、子育てが一段落したのを機に、一念発起して行政書士を目指し、何とか夢をかなえることができました。実務についてはまだまだ勉強中で、昨年は成年後見の基礎研修や申請取次事務研修などを受講しました。

将来は、日本で暮らす外国人の方々をサポートするような仕事ができればと思っております。一歩ずつ前に進めるよう頑張りますので、どうぞ宜しくお願い致します。

藤巻 晶彦 会員

9月に登録しました藤巻晶彦と申します。44歳、大岡山在住です。

新潟県で生まれ、大学入学を機に上京。行政書士試験・司法書士試験に合格後、司法書士事務所と法律事務所に勤務し、この度、緑が丘駅のすぐ近くで個人事務所を開業しました。

勤務時代は、戸建デベロッパー、マンションデベロッパーの下請けとして、登記申請書作成のため、深夜残業、休日出勤をこなして参りました。

以前はオートバイが趣味だったのですが、怪我で休業するわけにもゆかず、開業に際して二輪は降りました。その代わり、通勤や近場の移動は電動自転車で走り回っています。現在は、家に帰って1歳半の娘と風呂に入るのが唯一の楽しみというか、一日の区切りという感じです。宜しくお願い致します。



7月5日の研修について

稲垣 毅史

大田・港・品川・目黒の四支部合同研修会が題目を「公証人が語る「遺言・相続・後見・信託」について」とし、講師に蒲田公証役場の公証人である遠藤英嗣先生をお招きし開催されました。定員60名のところ申込者が69名に及び、残念ながら9名の先生をお断りする次第となってしまいました。

題目からも解るように、遺言→後見→相続に「信託」を絡めたお話が目新しさを感じました。

信託を利用すると、遺言・相続ではできなかったスキームも可能になることがあること、そして信託業法を踏まえたうえで、行政書士としてできることが少なからずあることを教えて頂き、今後の業務の広がりを実感できる研修会でした。



千客万来 (目黒区民まつり)

坂田 典一

初めての区民まつり！当日まで「相続」のクイズに、祭りの衆がノッてくれるか不安でした。ところが、スタートからお待ち頂く方も出る程の大盛況！回答用紙も急きょ増刷！

色々な方に立ち寄り頂きました。パパが惜しくも不正解、敵討ちとばかりに手を挙げて鉛を掴む坊や。今、全問正解で景品持って行ったおばさん、さっきも来なかったっけ？そして、「俺、親もいないから、このままだと(俺の財産は)兄弟に行っちゃうんだ！う～む、知らなかったなあ。」と独身男性。

皆さんとは短い時間しかお話しできませんでした。それでも行政書士を身近に感じていただき、相続の正しい知識がお役にたったと実感できる意義あるひと時でありました。

また来年も知恵と汗を出し合って、意義のあるイベントを実現しましょう。お疲れ様でした。

(9月16日)



支部会員の異動

登録・転入

平野 智哉	目黒区八雲2-16-12	Tel : 03(6459)5888	<大田支部より転入・5月>
阪井 哲朗	目黒区目黒1-4-8 5F-13	Tel : 03(6431)8253	<武鷹支部より転入・5月>
山口 誠治	目黒区下目黒3-1-5-902	Tel : 03(5487)3029	<登録・6月>
小澤 恒彦	目黒区大橋1-1-11-805	Tel : 03(3463)0521	<豊島支部より転入・7月>
脇坂 誠也	目黒区下目黒3-7-32-503	Tel : 03(5437)3370	<登録・8月>
藤田 良彦	目黒区東山2-4-8-405	Tel : 070(6457)3146	<登録・9月>
藤巻 晶彦	目黒区緑が丘3-2-4-202	Tel : 03(3724)1177	<登録・9月>
斎藤 清佳	目黒区洗足2-26-4	Tel : 090(6019)7992	<登録・9月>

転出・廃業

小林 泰三	<長野県行政書士会へ転出・6月>
平野 智哉	<廃業・7月>
溜井 明	<廃業・7月>

○ 9月15日現在の目黒支部会員数は

94

名です。

東京都行政書士会 関連事項

平成24-25年度選挙管理委員会の委員として、当支部の **百瀬まなみ会員** が承認されました。
平成24年度苦情処理委員会の委員として、当支部の **近藤 稔会員** が承認されました。

目黒支部 関連事項

- 総務部 部員として **石澤扶有子会員**、**茂田陽子会員**、**木佐木慶子会員** にご協力頂くことになりました。
- イベント企画部 部員として **吉本昌広会員** にご協力頂くことになりました。
- 広報部 部員として **半田正美会員** にご協力頂くことになりました。

支部の動き

- 3月31日 広報さんまのつぶやき No.22発行
- 4月6日 目黒支部役員会を開催
- 4月20日 目黒支部定時総会を開催
- 5月25日 東京都行政書士会の総会へ出席(代議員9名)
- 6月1日 目黒支部役員会を開催
- 7月5日 四支部合同研修会を開催
- 9月16日 目黒区民まつりに参加

今後の主な予定

- 9月30日 広報さんまのつぶやき No.23発行
- 10月15日 広報月間無料相談会(目黒区総合庁舎)
- 12月1日 業務研修会
- 平成25年
- 1月下旬 新年賀詞交歓会
- 2~3月 業務研修会



行政書士無料相談

- 4月2日 担当: 村中 巴 / 山岸 雅行
- 5月7日 担当: 中嶋 真弓 / 景山 早恵
- 6月4日 担当: 稲垣 毅史 / 永井 康介
- 7月2日 担当: 大久保 直之 / 庄司 由美子(※)
- 8月6日 担当: 近藤 稔 / 牧野 直明
- 9月3日 担当: 野田 明人 / 村中 巴(※)

(※)はいずれも予定者の都合により担当者が変更となりました。

今後の予定

- 10月1日 担当: 竹内 靖二 / 廣瀬 高志
- 11月5日 担当: 寺澤 謙二 / 鈴木 孝之
- 12月3日 担当: 坂田 典一 / 田中 洋輔
- 1月7日 担当: 木佐木 慶子 / 半田 正美
- 2月4日 担当: 小口 隆夫 / 石澤 扶有子
- 3月4日 担当: 百瀬 まなみ / 下川 真規

○ 相談日は、毎月第1月曜日です。

東京都行政書士会目黒支部 業務研修会開催のお知らせ

テーマ: 「セクハラ・パワハラ問題と行政書士とのかかわり」
講師: 山下 尚子 会員 (元厚生労働省 雇用均等室長/特定社労士/当支部会員)
日時: 12月1日(土) 13時30分~15時30分 (受付開始13時00分)
場所: 目黒区総合庁舎(目黒区役所) E会議室(東急東横線中目黒駅下車 徒歩5分)
受講料: 目黒支部会員 1,000円/他支部会員 2,000円 (資料代別途実費)
定員: 29名(先着順)
研修会終了後、講師を囲んでお茶会形式の懇親会を予定しております。

(参加費1,000円程度)

皆様お誘い合わせの上、ぜひご参加下さい。

秋
刀
魚
後
記

- 小学校時代、寝床で考え作った物語を、起き上がって鉛筆を取らずにそのまま活字にできたらどんなにいいかと夢みたくに考えていた事が、あと何年もしないで、ブレイン・マシン・インターフェイス(脳の信号を読み取って応答してくれる技術で、脳で考えるだけで、パソコン操作ができる)と称し、テレパシーの機械化として実現可能になるとのこと。行政書士制度施行60周年代の現実。では未来に何を夢見ましょうか。(庄司)
- 私も事務所開設当初はtwitterをフル活用していましたが、現在はfacebookの個人ページと事務所のfacebookページをメインで活用しています。ただ、今回twitterの部分の記事を担当したことにより、twitterにしかない「気楽さ」といったような特徴を再認識することが出来ました。(民岡)
- 幾多の国で出逢った数多の人を思い出すとき、あの頃facebookがあったなと思うことが多々あります。と同時に、美化された思い出も悪くないと強がる自分がいたりします。文明の進歩は複雑です。(中山)
- 初めて支部広報誌作成に、わずかながら携わらせていただきました。今後もできることからお手伝いさせて頂き、少しでも支部のお役に立てるよう努力してまいります。(半田)
- 秋といえば、さんま。今年も安くて脂ののったさんまを期待する、今日この頃です。(廣瀬)

表紙写真: 庄司 元